

## 協会・保団連の要求が実現！

# ベースアップ評価料の届出様式が簡素化されました

外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを届け出る場合の様式が簡素化され、様式「別添」に必要な数字を入力するだけで「計画書」と「届出書」がほぼ自動作成されるようになりました。ただし、この収入は全て対象職員の賃上げに充てる必要があり、「実績報告書」等の提出は引き続き必要です。

### STEP 1 直近1か月の初診料、再診料、訪問診療料の算定回数(実績)を入力

5 外来・在宅ベースアップ評価料(I)等により算定される金額の見込み

【直近1か月間の算定回数(実績)】※記載上の注意2~10参照

点数表の項目		算定回数
医 科 点 数 表	③ 初診料等	300 回
	④ 再診料等	1,200 回
	⑤ 訪問診療料(同一建物以外)	0 回
	⑥ 訪問診療料(同一建物)	0 回

記載上の注意を読んだ上で記載してください

7  
8  
9  
10  
算定回数を入力すると、⑫のところに来来・在宅ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込みが自動入力されます。  
※ ⑪の「繰越予定額」は、初回届出の場合は0と入力

⑪ ベースアップ評価料による算定金額の前年度からの繰越予定額

※ 初回届出時及び前年度からの繰越がない場合は0と記載すること。

⑫ 1か月当たりの外来・在宅ベースアップ評価料(I)等による算定金額の見込み  
(⑪の賃金改善実施期間1か月当たりの金額を含む)

自動入力

0 円

自動計算されるため記載不要です

42,000 円

### STEP 2 対象職員全体の賃金改善見込み額を入力(下の(参考)の額がSTEP 1の⑫の金額を上回る必要があります) ※⑬は現時点で不明の場合は0と入力

7 対象職員(全体)の賃金改善見込み額

⑬ 対象職員(全体)の基本給等に係る1か月の賃金改善見込み額

⑭ ⑬に伴う賞与、時間外手当等の増加見込み額(現時点で不明の場合は0として構わない)

(参考) 法定福利費(事業主負担分等を含む)を含む増加額の目安

自動入力

記載してください

30,000 円

10,500 円

47,183 円

なお、対象職員については「専ら事務作業を行うものは含まれない」とされていますが、厚労省は「事務作業だけでなく、看護補助など患者のサポートを通じて医療に従事する業務を行う者は対象に入れてよい」との解釈を示しています(下記、特設サイト内の解説動画参照)。

様式等は厚労省特設ページからダウンロードしてください

<https://x.gd/WYwvD>

